

ホームレス支援における効果的な社会的資源の投下に関する研究  
-川崎市におけるデータベースの構築と中間施設・支援事業の再構築について-

Effective resource allocation in homelessness support systems

-Analysing the provision of transitional accommodations and support services in Kawasaki through  
development of a homeless database system-

公共システムプログラム

08M43184 瀬田 裕 指導教員 土肥 真人

Public Policy Design Program

Yutaka Seta, Adviser Masato Dohi

ABSTRACT

The study aims to identify timely and appropriate resource allocation to those who are homeless and with complex support needs, by developing a database on homeless persons in Kawasaki City that is able to track the history of individual engagement with services such as outreach teams and accommodations. The main findings are follows: 1) the database showed that there are three main support needs of homeless people; alcohol addiction, gambling addiction, and debt. 2) Effective support processes to homeless persons with each type of support needs were identified, and it was pointed out that a professional and careful assessment needs to be offered at the first stage of the support process in order to refer people to appropriate services.

**1章:研究の概要**

**1-1 研究の背景と目的**

90年代後半から国や自治体によるホームレス（以下、HL）支援の施策が展開され、2002年には厚労省所轄の「HLの自立支援に関する特別措置法（HL自立支援法）」が制定された。以降、各地でHLのための緊急宿泊施設や自立支援施設の設置が進められ、就労支援の自立プログラムを中心に施策が展開されてきた。しかし、アルコールやギャンブル依存症等を抱えるHLの増加や、路上生活の長期化に伴う高齢化の問題から、HLの事情は多様化・複雑化している。従来実施されてきた就労自立に向けられる支援だけでは、HLが安定的な一般生活に定着することが難しく、再度路上生活へと陥ってしまうケースが増加している。自立を阻害する要因を持つHLに対し、雇用、福祉、医療、住宅、教育などの支援を適宜投下するトータルサポートの構築が求められている。

以上の背景を踏まえ、本研究では神奈川県川崎市を対象とし、HL支援における社会的資源である中間施設に焦点をあて、阻害要因を持つHLに対し効果的な支援の時期、場所・中間施設、及び支援内容について明らかにすることを第一の目的とする。また、本研究ではHLの履歴を追跡可能にするデータベースを作成し、HL支援におけるトータルサポートの構築に向けて示唆的な視点を提言することを第二の目的とする。

**1-2 既往研究の整理**

HL支援に関する研究は、社会福祉や社会政策、社会学の分野において多くの蓄積があり、近年ではHLを社会的排除の一形態として捉え、医療福祉等の観点から考察しているもの<sup>12</sup>や、HLの移動履歴を追い都市空間利用の視点から考察したもの<sup>3</sup>がある。また、自立支援施設や支援手法の評価に関する支援

施策に関するもの<sup>4</sup>や、HLの生活実態や脱却過程を個人別に追いかけて分析したもの<sup>5</sup>がある、HL側の視点から個人の持つ阻害要因に着目し、支援提供の視点とそれが投下される個人の視点から支援のあり方に関する研究・文献は見られない。

**1-3 研究の方法と構成**

2章で全国及び川崎市におけるHL問題と支援施策を文献調査から、3章で川崎市の中間施設及び提供される支援の実態を文献・ヒアリング調査から把握する。4章では支援NPOが蓄積したHL個人の記録をデータベース化し、阻害要因を持つHLの履歴を追跡及び分析した。5章ではHL状態を脱した元HLを対象に、データベース及びNPOへのヒアリング調査を行い効果的な支援について分析した。6,7章で総合的考察・結論とする。

**2章:全国及び川崎市におけるHL問題と支援施策の概観**

**2-1 ホームレス自立支援法**

「HL自立支援法」は、我が国において初めて明文化されたHL支援に関する法律である。本法は2002年に10年間の時限立法として成立し、5年ごとに見直しが図られる。HLを「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義し、友人宅やシェルター、宿泊所等の一時的な居住施設にいる者は含めない狭義のHLを対象としている。本法は主な支援対象を「自立の意思があるHL」とし、就労による自立支援が進められた。社会的不適応によりHL状態を余儀なくする者については、排除の対象ともなる文言が盛り込まれ、その危険性が指摘されている。また本法は、生活保護制度等の福祉・貧困政策との連動を公式に謳っておらず、就労支援への傾斜を特徴とする。

**2-2 神奈川県川崎市におけるHL事**

川崎市は歴史的に港湾・工業都市として労働者の町を形成

し高度経済成長を通して発展してきたが、バブル終結以降、大量の失業者を生みHLが増加し始めた。HL自立支援法以降、ピーク時の2005年には1038人のHLが確認され、その後HL数は減少するも600人程度で現在収束傾向にある。また川崎市では、HL問題が顕在化した1990年頃から、NPO法人「川崎水曜パトロールの会（以下、水パト）」がHL支援の中核を担っており、パトロールを中心に多岐に渡って活動している。

### 2-3 川崎市におけるHL 支援施策の展開【表1】

川崎市におけるHL支援施策は、HL自立支援法制定以前の1994年から、食料品支給事業や越年対策事業及び健康対策事業等などの緊急援護的な事業が開始された。HL自立支援法成立後の2004年には「川崎市ホームレス自立支援実施期計画（第1期計画）」が策定され、従来の緊急援護的な事業からHLの生活づくり支援施策に転換を図り、緊急一時宿泊施設「愛生寮」の設置や、自立支援センター事業に基づく「就労自立支援センター」（以下、支援センター）及び「富士見生活づくり支援ホーム」（以下、富士見ホーム）を開設した。「第2期川崎市ホームレス自立支援実施期計画（第2期計画）」が策定された2009年頃からは、自立支援センターの「分館」や「GH」といった小規模な自立支援施設の開設が進んだ。一方で、2009年の愛生寮閉所、2011年3月の富士見ホーム閉所と自立支援施設の小規模化が進められている。

【表1】川崎市におけるHL 支援施策の変遷

西暦	時期	時期区分	出来事
1994	自立支援計	緊急援護的な施策展開	健康対策事業、越年対策事業、食料品支給事業(2006廃止)
1995	画策定以前	策展開	救急医療活動円滑化事業 緊急一時宿泊事業「豊家」開設
2002			ホームレス自立支援法制定
2004	第1期計画期間	就労支援を重点とした自立支援施設の開設	緊急一時宿泊事業「愛生寮」開設
2004			自立支援市民事業助成制度
2005			ホームレス実態調査、一時宿泊事業「豊家」閉所
2006			自立支援センター事業「支援センター」及び「富士見ホーム」開設
2008	第2期計画期間	自立支援施設の 小規模化	自立支援センターサテライト型事業「支援センター分館」開設
2009			グループホーム事業(2008,2009,2010年それぞれに開設)
2009			自立支援センターサテライト型事業「富士見ホーム分館」開設
2010			緊急一時宿泊事業「愛生寮」閉所 富士見ホーム閉所予定(3月)

### 3章:川崎市における中間施設で提供される支援の実態

#### 3-1 調査概要

調査対象は中間施設設置団体・運営団体を基本としたが、実際的かつ客観的な結果を得るために、支援NPOの水パトに依頼し、他施設の支援実態についてもヒアリングを行った。調査内容は各施設の目的、機能、規模、支援対象、期間、支援体制、支援内容についてである。

【表2】ヒアリング調査概要

調査方法	ヒアリング調査
調査期間	2010年11月～12月
調査対象	○川崎市地域福祉課健康福祉局 ○富士見生活づくり支援ホーム ○NPO法人川崎水曜パトロールの会

#### 3-2 中間施設の定義

HL支援における中間施設は、学術上や現場で用いられる語だが、法制度上は明確に定義されていない。本研究では、虹

【表3】川崎市における中間施設と提供される支援メニュー

属性	基本データ				生活づくりの支援																	申請・手続き支援	障害要因系支援			就労支援		その他									
	名称	設置期間	施設の目的・機能	定員	緊急時の宿泊先提供	居所・宿泊先確保	定期的訪問	面接相談	食事提供	自立生活のスキル	人間関係改善	家族との調整	金銭管理・指導	健康管理	病院・行政など付添	転居支援	アフターケア	生活保護申請支援	生活保護申請支援	介護保険申請支援	障害者療育手帳取得支援		住民票取得支援	知的障害・認知症対応	アルコール依存症対策	精神障害対応	介護系サービス		医療活動支援	就業機会確保支援	資格取得支援	職場との調整	体験講習	社会活動支援	地域との連携		
公的 中間 施設	豊家	1996-	一時宿泊施設	100人	14	●	●																														
	愛生寮	2004-2009	緊急一時宿泊施設	250(-2006) 150(2007-)	180	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	支援C	2006-	就労自立支援	82人	90	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	支援C分館	2008-	就労自立支援・緊急宿泊施設	10人	14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	富士見H	2006-2010	福祉も含めた自立支援	150人	90(180)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	富士見H分館	2009-	福祉も含めた自立支援	30人	90(180)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
民間	グループホーム	2008-	就労自立者への居宅支援	22人	180(365)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	生活保護施設		ホームレスを対象としない			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	簡易宿泊所	戦後-	宿泊施設	約600床	決まりはない	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
無低宿泊所※	2000年頃-	低所得者支援宿泊支援	23施設																																		
NPO共同住宅	2008-	宿泊施設・共助の暮らし支援	17人																																		

※各施設で提供されるサービスに幅がある(虹の連合(2007))

の連合<sup>6</sup>による定義を用い、「中間施設」を「野宿生活から一般住居生活に至るまでに利用した施設の総称」とし、具体的には「HL対策施設、生活保護施設<sup>7</sup>、法外援護施設<sup>8</sup>、宿泊所、民間施設・住宅」とした。

### 3-3 川崎市における中間施設と提供される支援の実態【表3】

HL支援施策以降における中間施設は、「豊家」「愛生寮」「支援センター」「支援センター分館」「富士見ホーム」「富士見ホーム分館」「GH」の7種の公的施設、及び「簡易宿泊所（以下、簡宿）」「無料低額宿泊所（以下、無低）」「NPO共同住宅」の3種の民間施設が確認された。生活保護施設については救護施設が1ヶ所確認されたが、HL支援に組み込まれていなかった。各中間施設の基本データと提供される支援の実態を【表3】に示す。中間施設の支援内容は生活づくりの支援21項目、阻害要因系7項目、就労支援6項目、その他3項目に分類でき、2002年HL自立支援法制定以前の施設（豊家及び簡宿）では、支援メニューの数は少なく最低限の生活環境における支援が投下されていた。2002年以降では就労対策を中心とする支援内容が展開された。また、福祉による自立も目的とする、全国的に類をみない施設の富士見ホームでは比較的広範囲の支援が見られるが、全体では阻害要因への支援は公的施設において不十分な傾向が把握された。また、支援NPO管理の共同住宅では広範な支援が見られた。

### 4章:データベースからみる阻害要因を持つHLの履歴

#### 4-1 調査概要とデータベースの概要

本章では、過去にHL支援を通して川崎市及び支援NPOと関わったHLへの聞き取りデータを集積し作成した個人別データベースから、阻害要因をもつHLに対して個人の履歴を追跡した。データ範囲と件数は【表4】の通りである。調査内容は居所及び投下された支援の履歴についてであり、履歴のパターンについても分析した。HLの過去の履歴を一定程度追跡可能にするデータベースは現在、3081人のHLが確認されているが、1件しか案件数を持たないHLが1580人占めている。

【表4】データベースのデータ範囲と案件数

データ種類	巡回相談 A	巡回相談 B	食料品支給	一時入所時間取り	行旅死	施設入所時間取り	健康診断	越年対策事業	総計
データ範囲	2006.4~2008.8	2006.4~2010.7	2003.10~2004.4	2006.4~2009	2005~2008	2006.4~2008.07	2007.1	2007	
総案件数	6848	5983	956	307	237	130	33	73	14567
削除件数	705	404	0	0	115	0	0	0	1224
案件数	6143	5579	956	307	122	130	33	73	13343

#### 4-2 阻害要因をもつHLと要因把握について

阻害要因の識別把握は水パト及び富士見ホームにより実施されており、公的中間施設への入所決定権を有する福祉事務所では行われていない。水パトではアウトリーチ時における相談や自立支援施設入所時の聞き取りから要因を把握・識別している。本データベースには水パトによる記録が反映されて

【凡例】 ●:支援している ▲:場合により支援している ×:支援していない(空白も含む)

いる。短期間での要因把握は難しく、データベース上の3081人中、阻害要因の有無が判断されたHLは332人で、うち阻害要因をもつHLは206人確認された【表5】。

**【表5】阻害要因の把握・識別人数**

阻害要因の識別	人数
阻害要因の有無が識別されている(332人)	206
阻害要因なし	126
阻害要因の有無が識別されていない	2749
総計	3081

**4-3 阻害要因の分類**

データベースで確認された阻害要因はアルコール依存症(AL)、ギャンブル依存症(GA)、負債が主であり、要因が複数重なるHLもいた【表6】。少ないが、対人障害、精神障害、知的障害、発達障害等も識別されている。

**【表6】要因の分類**

阻害要因	人数
AL	61
GA	27
負債	24
対人障害	5
精神障害	2
虐待	1
知的障害	1
薬物	1
発達障害	1
AL+GA	27
GA 負債	19
AL+負債	14
対人+精神障害	1
AL+GA+負債	22
総数	206

**4-4 阻害要因を持つHLの履歴**

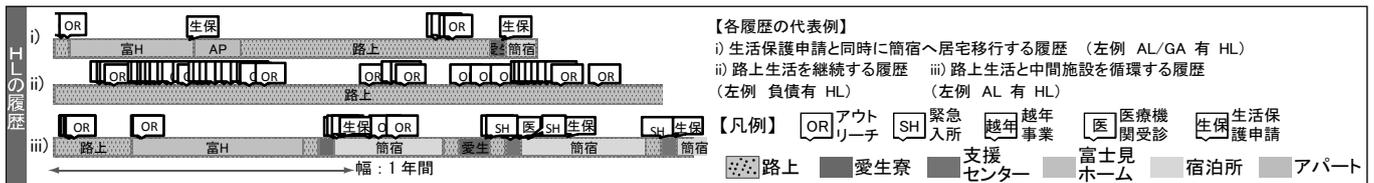
データ不十分な9名を除く、阻害要因を持つHL197人を対象に、自立支援施設(愛生寮、支援センター、富士見ホーム)の利用履歴を見ると【表7】、8割以上のHLが施設を利しており、複数回入所しているケースも多い。阻害要因対策は富士見ホームでのみ提供されているが、愛生寮や支援センターを利用しているHL(要因有)も多い。またALを持つHLの施設未利用率が高く、197人のうち長期間路上生活継続しているHLの殆どがALであることが分かっている。再野宿化【表8】

**【表7】自立支援施設の利用履歴**

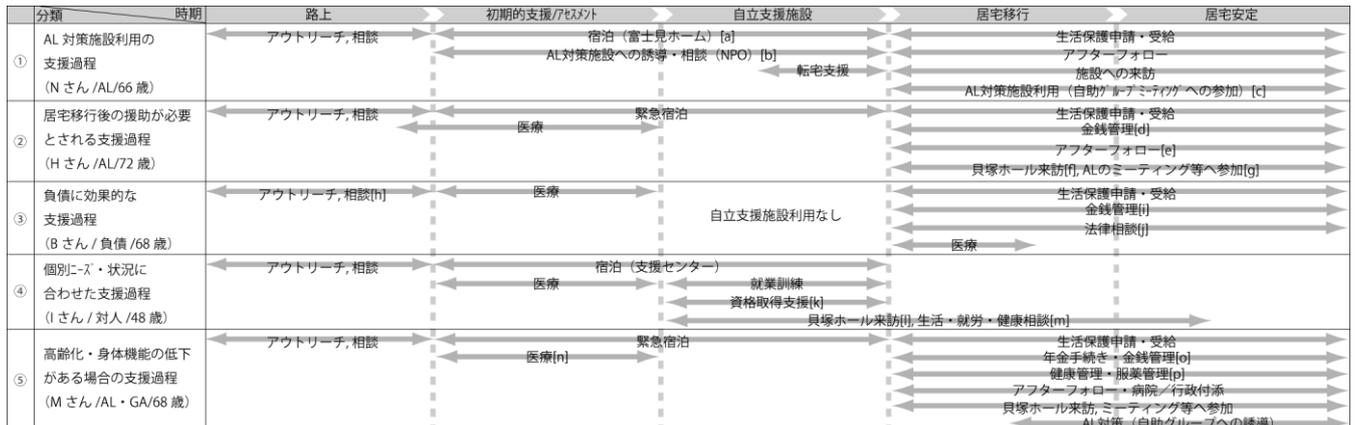
施設名称	愛生寮				支援センター				富士見ホーム				施設未利用	比率(対総計)(%)	
	1回	2回	なし	合計	1回	2回	3回	なし	1回	2回	3回	なし			
AL	16	3	38	57	8	2		10	19	6	1	31	57	16	28.1
ALGA	13	1	13	27	7			20	10	1		16	27	3	11.1
ALGA負債	9	2	11	22	12	2	1	7	6	2		14	22	1	4.5
AL負債	6		8	14	5			9	5	1		8	14	0	0.0
GA	7	2	15	24	9	2		13	7	2		15	24	2	8.3
GA負債	8	2	7	17	7			10	7			10	17	1	5.9
負債	8		16	24	6			18	9	1		14	24	5	20.8
その他	2		10	12	4	1		7	4			8	12	3	14.2
総計	69	10	118	197	58	7	1	131	67	13	1	116	197	31	15.7

**【表8】生活保護利用歴と再野宿化の履歴**

単位:人	なし	生活保護利用回数							不明	総計	再野宿化率	有の比率(%)			
		1回	2回	3回	4回	6回	不明	1回				2回	3回	4回	
AL	24	18	6	2	2	1	4	57	13	4	1	1	33.3		
ALGA	12	9	6					27	9	2			40.7		
ALGA負債	14	5	1	1	1			22	6	2	1	1	45.5		
AL負債	7	5	1	1				14	3	1			28.6		
GA	4	11	6	1		1	1	24	10	2	1		54.2		
GA負債	8	5	4					17	3	2	1		35.3		
負債	12	3	6	2			1	24	6				25.0		
その他	7	2					3	12	4				33.3		
総計	88	58	30	7	3	2	9	197	54	13	4	2	37.1		



**【図1】個人別に見るHLの履歴(代表例)**



**【図2】HL脱却事例の5タイプにおける代表例**

については166人(37.1%)のHLが再野宿化歴をもち、またGAを持つHLの再野宿化率が一番高い。路上生活継続型のHLにはALが多く、路上と中間施設を行き来するHLにはGAが多い傾向が見られた。また阻害要因を持つHLの生活保護制度の利用【表8】は多く、197人中109人(55.3%)に受給歴があり、複数回の受給歴を持つHLも見られる。居宅から失踪して保護費の支給が途絶えたために受給歴が複数回となるケースが多い。

**4-5 個人別にみるHLの履歴**

個人別に居所と投下された支援の履歴をデータベースより追跡し、197人のHLを【図1】のようにまとめた。(i)生活保護申請と同時に簡宿へ居宅移行する履歴が一番多く197人中60人確認され、HL支援の一つの定型として受け止められる。しかし、生活保護受給後にALやGA等の阻害要因から金銭問題や健康問題を抱え、再度路上生活に陥るケースも見られる(60人中15人)。また、(ii)継続的なアウトリーチを受けながらも路上生活を継続するHL(19人)や、(iii)自立支援施設や簡宿等の中間施設と路上生活を循環しているHL(40人)は多く見られ、HLの履歴で特徴的な2分類といえる。

**5章:ホームレス脱却の事例検討**

**5-1 調査概要**

前章で調査した阻害要因を持つHLのうち、路上生活を止めHL状態を脱却したことが確認できる元HL16人を対象に、過去に投下された支援及び居住継続に至る支援過程について、データベースの情報に追加する形で、NPOへのヒアリングを行った。阻害要因のタイプは(AL7人,AL・GA1人,AL・GA・負債2人,GA1人,GA・負債2人,負債2人,対人1人)であった。

**5-2 ホームレス脱却の事例検討**

16人の事例をその履歴から分析し、支援過程を「路上生活」「初期的支援・アセスメント」「自立支援施設」「居宅移行」「居宅安定」の5時期に整理した。16事例から5タイプの支援過程を見ることができる【図2】。①はAL対策施設利用が適切に効果をもたらした支援過程で、富士見ホーム入所中[a]にNPOの誘導もありAL対策施設を利用し[b]、それが現在の居宅生活継続に作用している。AL対策施設(特に自助グループ)を継続的に利用している事例もあり[c]、支援が適切に作用したといえる。②は支援施設からの居宅移行後も支援が必要とされる支援過程で、ALのみを阻害要因に持っているHL3人に効果が示された。居宅移行後における金銭管理[d]やアフターフォロー[e]の支援が投下され、またNPOの拠点である貝塚

路上生活	初期的支援/アセスメント	自立支援施設	居宅移行	居宅移行	居宅安定	課題
☆ORの継続と関係の構築 ☆医療機関への誘導・付添 ☆阻害要因の把握・識別	☆(緊急) 宿泊利用 ☆阻害要因の把握・識別	◎施設でのきめ細かい支援[C] ☆AL対策施設誘導[A] ☆負債処理法律相談[B] ◎身体機能の低下から安定した居宅	◎アフターフォロー[E] ☆転宅支援 ☆AL対策施設利用[A] ☆金銭管理[D] ◎入所期間延長の柔軟性 ☆貝塚ホール利用	◎アフターフォロー[E] ☆AL対策施設利用[A] ☆金銭管理[D] ☆年金手続 ☆貝塚ホール利用	◎アフターフォロー[E] ☆AL対策施設利用[A] ☆金銭管理[D] ☆年金手続 ☆貝塚ホール利用	されたHL脱却過程に投下 課題HL支援体制における
路上継続 ●路上継続型HL ●阻害要因の短期間での把握識別が困難 ●アセス時の専門的アプローチの欠如	再野宿化 ●自立支援施設の規則違反・失踪が多数 再野宿化 ●自立支援施設後、再野宿化するケースも多い[F] 再野宿化 ●阻害要因の短期間での把握識別が困難 ●アセス時の専門的アプローチの欠如	再野宿化 ●自立支援施設後、再野宿化するケースも多い[F] 再野宿化 ●自立支援施設後、再野宿化するケースも多い[F]	再野宿化 ●不十分なケースワーク 再野宿化 ●不十分なケースワーク 再野宿化 ●生保受給者のうち半数が廃止 再野宿化 ●自立支援施設後の移行先が不安定な居住場所である	再野宿化 ●不十分なケースワーク 再野宿化 ●不十分なケースワーク 再野宿化 ●生保受給者のうち半数が廃止 再野宿化 ●自立支援施設後の移行先が不安定な居住場所である	再野宿化 ●不十分なケースワーク 再野宿化 ●不十分なケースワーク 再野宿化 ●生保受給者のうち半数が廃止 再野宿化 ●自立支援施設後の移行先が不安定な居住場所である	課題HL支援体制における
【凡例】 ◎: 個別化された支援 ☆: 阻害要因対策対応 ★: 生活状態維持・改善のための支援 △: アフターフォローへの関係性構築 ■: 医療福祉に関する支援 ●: 4章から把握された課題 □: 関係する支援がない場合に推測される状態						

【図3】HL脱却に効果的な支援と課題

ホール<sup>10</sup>に来訪し[f]、依存症ミーティングに参加する[g]など、NPOとの関係性が構築されている。居宅からの失踪時にNPOの迅速なアウトリーチで居宅に戻り、以後継続している事例も確認された。③は負債を阻害要因に持つHLに対し効果の認められた支援過程で、継続的なアウトリーチ[h]や負債・法律相談[j]によって負債問題が解決されている。但し負債を阻害要因に持つHLはGAや精神系の問題を併せ持つ場合が多く、適切なアセスのもと金銭管理[i]や健康管理・精神科通院等の支援も投じられている。④は対人関係を苦手とするHLへ個別のニーズ・状況に合わせた支援が投下され、HL脱却への効果が示された支援過程である。対人障害を持つHLの事例では、支援センターで例外的に資格取得支援という個別対応[k]がなされ、また貝塚ホール[l]での生活・健康・就労相談[m]により居宅移行及びその継続に至った。同タイプの別事例では発達系の障害とALを持つHLに対し、富士見ホーム分館での小規模体制による生活相談・金銭管理が生活維持に効果を示した。⑤は身体機能の低下が見られるHLに投下された支援過程で、医療や福祉制度などの支援[n]が優先され、回復後に金銭管理[o]や服薬管理[p]などの阻害要因に対する支援を行うことで居宅生活が維持されている。以上の5タイプではGAに対する効果的な支援過程は見られず<sup>11</sup>、金銭管理の支援により症状を抑制する事例しか確認されなかった。

## 6章:総合的考察

### 6-1 HL脱却に効果的な支援と課題

5章で見た効果的な支援と4章で把握された課題を【図3】に整理した。自立支援施設から居宅移行、安定期に効果的な支援が多く見られ、施設やアフターフォローの重要性が確認できる。この時期にALに対してはAL対策施設への誘導・利用[A]、負債に対しては法律相談・負債処理の支援[B]が投下され阻害要因が解決される事例があった。また、対人関係を苦手とするHLに対しては施設で個別の状況に合わせて提供された適切な支援[C]が効果を示している。しかし施設や居宅移行期には課題も多く、居宅移行時における金銭管理[D]やアフターフォロー[E]の支援が投じられなければ、再野宿化してしまうHLケースも多い[F,G]。トータルサポート構築に向けては、まず適切な支援提供の前提となる阻害要因の的確な識別、つまり専門的なアセスメントや時間をかけた阻害要因の判断が必要であり、その後以上で挙げた効果的な支援メニューを適切に投下することが求められる。また、川崎市ではアフターフォローの提供が支援NPOの自主的な活動に支えられているが、公的な支援からも居宅移行後の支援を広範に投じることが必要であると考えられる。

本研究で明らかにした効果的な支援から、トータルサポート構築に向けたホームレス支援体制が進展すること期待したい。

### 6-2 データベース構築によるトータルサポートの実現

本研究により作成したデータベースは、HL個人の居所や投下された支援の履歴、HLの基本情報や野宿期間、阻害要因などを把握することで、トータルサポートを実現するHL支援体制の構築に資するものである。本データベースの運営・活用にあたり、HL支援に関わる他団体との協力及び情報提供による効果的な自立支援の体制構築が今後の課題とされる。

## 7章:結論

- 本研究により、以下のことが明らかになった。
- ・川崎市のHL支援施策における自立支援施設は就労支援を中心として展開され、現在は小規模化・縮小傾向にある。
  - ・中間施設で提供される支援は、生活づくり支援、阻害要因系支援、就労支援の三つに分類でき、自立支援施設で提供される阻害要因に対する支援は少ない。
  - ・川崎市におけるHLの阻害要因はAL、GA、負債が主に確認され、ALに路上生活継続タイプが、GAに中間施設と路上生活を循環するタイプが多い。
  - ・本研究によって作成したデータベースによりHLの履歴を追跡し、HL脱却過程から阻害要因を持つHLに対して効果的な支援及び課題を明らかにした。
  - ・HL支援における個別データベースは、効果的な支援を投下するトータルサポート構築に資する。

<参考文献・補注一覧>

- 1 岩田正美 2000 「ホームレス/現代社会/福祉国家」 明石書店
- 2 岩田正美・西沢晃彦編 2005 「貧困と社会的排除」 ミネルヴァ書房
- 3 杉田早苗他 2010 「川崎市におけるホームレスの寝場所の移動と排除に関する研究」 日本都市計画学会
- 4 中島他 2002 「寄せ場型地域における地域再生とホームレスの人々への居住支援の可能性」 日本建築学会大会学術講演梗概集 pp.1135-1136
- 5 金泓奎 2003 「ホームレスコミュニティの共生型居住に関する研究：渋谷区宮下公園における当事者参加型調査を中心として」 日本建築学会計画系論文集 No.565, pp.183-191
- 6 全国的なホームレス問題に取り組む民間の人権運動団体。大阪を拠点とするが、「もう一つのホームレス全国調査」(2007) などの大規模な調査も実施している。
- 7 生活保護法に基づく保護施設。更生施設、救護施設、宿泊提供施設、医療保護施設、授産施設の5種ある。
- 8 生活保護法や各種福祉の法律に基づかず自治体が独自にHL支援を行うことを「法外援護」と呼び、その施設を「法外援護施設」とした。
- 9 アセスはHLの自立を支援するために行われる解決すべき課題(阻害要因や個人の背景)の把握・分析を示す。
- 10 援NPOの拠点で食事提供や入浴などデイセンター機能のもつ施設。ここでは生活づくりの支援や依存症対策ミーティング、就労支援など広範な支援が提供されており、また利用者の集まる場所でもある。
- 11 川崎市にはGA対策の施設は見られないが、横浜市のGA依存症対策施設に誘導するケースもデータベースでは確認されている。